

情報公開規程

一般財団法人 福島県退職教職員互助会情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は一般財団法人福島県退職教職員互助会（以下「退職教職員互助会」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、平成 12 年 12 月 16 日一部改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の監督に関する関係閣僚会議監事会申合せ、平成 9 年 12 月 16 日一部改正）に基づく情報公開に関する事項を規定する。

(管 理)

第 2 条 退職教職員互助会の情報公開に関する事務は事務局長が統括管理する。

(情報公開の対象)

第 3 条 退職教職員互助会の情報公開の対象とする事項は、次の各号とし、事務所内に備え置くものとする。

1. 寄附行為
2. 役員名簿
3. 事業報告書
4. 計算書類
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
5. 事業計画書
6. 収支予算書

(閲覧の場所及び閲覧日時)

第 4 条 情報公開の閲覧場所は事務局内とし、閲覧の日時は事前に事務局長と打合せの上決定した日時とする。

(記 録)

第 5 条 事務局長は、閲覧の日時、閲覧人の氏名、職業、住所並びに閲覧目的と閲覧対象について記録するものとする。

(付 則)

この規程は、2003 年 3 月 4 日から発効する。

(付 則)

この規程の名称変更は、2014年4月1日から施行する。